

あなたが 守り あなたを守る

インターネット上の人権侵害

私たちの生活を便利で豊かなものにしてくれるインターネット。一方、一つの書き込みがきっかけとなり、他人の人権が侵害されてしまう事例も発生しています。

あなたの言葉で誰かを傷つけないためにも、日頃からインターネットの特性を踏まえ、ルールやモラルを守って利用することが大切です。



増えるインターネット上の人権侵害

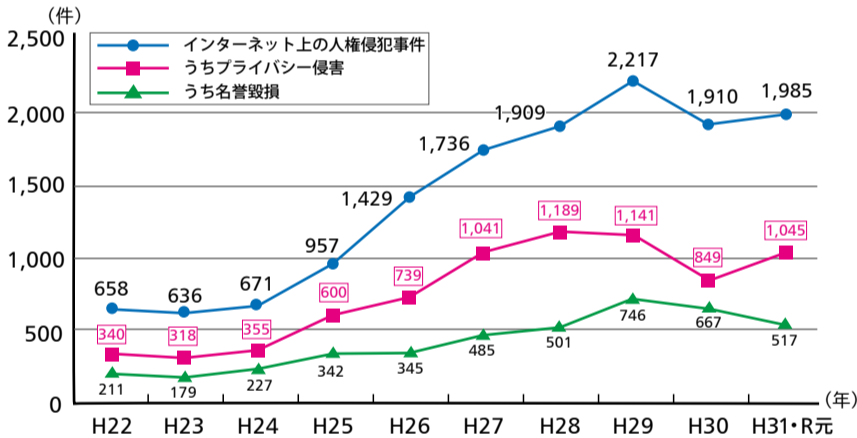
インターネットの普及により、コミュニケーションや情報収集が身近で簡単になり、私たちの暮らしはとても便利になりました。

一方、匿名性や情報発信の容易さから、SNS^(※)を使ったインターネット上における誹謗中傷やプライバシーの侵害など、人権に関わるさまざまな問題が発生し、深刻な社会問題となっています。

最近ではSNS上で根拠のない情報を拡散した人が訴えられ、賠償を命じられる事件も発生しています。人権を侵害するような言葉は、インターネットを経由した匿名の発言だとしても、他人を傷つけ名誉毀損や脅迫などの罪に問われる場合があるため、注意が必要です。

※SNS…Social Networking Serviceの略で、利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービスのこと。TwitterやLINE、Facebookなどがある

インターネットを利用した人権侵犯事件の推移



出典：法務省「平成31年及び令和元年における『人権侵犯事件』の状況について(概要)」



全国初となる条例を制定

県はインターネット上における誹謗中傷の問題に対応するため、全国で初めて、被害者支援などについて定めた条例を12月に制定しました。

条例では、インターネット上の誹謗中傷の被害者に寄り添った相談体制を県が整備することに加え、県民の皆さんにインターネットを正しく活用する知識と能力を身に付けてもらうことを掲げています。

県庁内に設置した相談窓口では、相談員が被害者からの相談に応じた具体的な対処方法などの助言を行う他、必要に応じて弁護士による法律相談や臨床心理士による心のケアなど、被害者に寄り添った支援を実施しています。

また県民の皆さんにインターネットを正しく利用してもらうため、啓発動画の作成や学校と連携した教育の実施など、インターネットの正しい利用について、さまざまな取り組みを進めていきます。

群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例(抜粋)

(基本的施策)

第六条 県は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- 一 被害者の心理的負担の軽減を含めた相談体制の整備
- 二 県民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、被害者を支援するための施策及び行為者を発生させないための施策

何げない行動がトラブルに!!

誹謗中傷による慰謝料請求

有名人の悪口を匿名で投稿したら

テレビ上での言動が気に入らない有名人の悪口を匿名でSNSに投稿したAさん。同調する投稿も増え、根拠のない悪口などの嫌がらせがインターネット上に広まった。



投稿者が特定され高額な慰謝料を求められた

Aさんが発信者だと判明したことから、虚偽の投稿内容により名誉を傷つけられたとして、慰謝料などを求める訴訟(裁判)を起こされてしまった。



point! 投稿する前に一度立ち止まる

いら立ちを感じたり正義感が高じたりして、人を攻撃することは人権侵害につながります。また再投稿しただけでも民事・刑事上の責任を問われる危険性があります。一度立ち止まり、自分が言われたらどう思うかを考えましょう

他者の権利を侵害する投稿や視聴

漫画を撮影しインターネット上に投稿

Bさんは、人気漫画の連載を撮影して動画サイトに投稿。それをSNSでつぶやくと多くの人が視聴し、感謝のコメントをもらった。



著作権法違反で自宅に警察が...

動画サイトの運営側から警告を受けましたが、好評なのでそのまま投稿を続けていたところ、Bさんは著作権法違反容疑で逮捕されてしまった。



point! 権利侵害は犯罪

原作者、アーティスト、作詞家など、他人の著作物を許可なく投稿することは権利侵害となります。またSNSのプロフィール欄に有名人の写真を利用する、友人の写真や動画を許可なく掲載するといったことも肖像権などの侵害になり得ます